平成２３年（フ）第１３４号
北海道室蘭市知利別町２丁目13番３―305号、前住所北海道室蘭市高砂町１丁目14番８号
債務者　鈴木　博樹
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
福島県喜多方市松山町村松字小荒井道西496番地１
債務者　鈴木　忠治
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
福島県河沼郡会津坂下町字稲荷塚2301番地２
債務者　小林　元子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第９５８号
神奈川県小田原市酒匂１丁目25番40―609号ダイアパレス西湘南第２
債務者　松川　智洋
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３９６号
神奈川県平塚市黒部丘22番３号　花水台ハイツ102号
債務者　泉　　榮一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５６７号
神奈川県愛甲郡愛川町三増1671番地の４
債務者　舩山　結花
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５８４号
神奈川県小田原市千代438番地　WH－C101号室
債務者　入澤　実樹
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６０１号
神奈川県厚木市戸室５丁目26番18号　藤井ハイツ202
債務者　松崎　英樹
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６１３号
神奈川県厚木市吾妻町１番17―106号
債務者　山元　弘美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６３３号
神奈川県秦野市千村３丁目33番11号　小野ハイツＢ―102号
債務者　山﨑　　剛
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５２０号
新潟市秋葉区山谷町３丁目36番30号、前住所東京都豊島区西池袋１丁目９番２号　池袋デュープレックスタワー803号
債務者　樋口　美穂
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２４号
新潟市西区坂井957番地５
債務者　伊藤　賢一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２５号
新潟市西区坂井957番地５
債務者　伊藤由美子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３０号
新潟市中央区関屋大川前１丁目２番20―502号
債務者　野口　真紀
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３２号
新潟市北区葛塚3204番地
債務者　渡邉　栄作
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３４号
新潟市南区山崎興野2474番地
債務者　和久井美佳
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４２号
新潟市西蒲区美里420番地13
債務者　清水　一男
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部